

介護サービス事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」及び「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」の一部改正について

日頃より、本市の高齢者福祉事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」という。）の指定事業者による訪問型（通所型）サービスについては、「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」及び「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」（以下「要綱」という。）により行われているところであるが、今般、要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知します。

今回の主な改正点については、文言修正等であり、人員、設備、運営又は報酬に係る基準の見直しを行うものではありませんので、従前どおりの対応としていただきますようお願いいたします。

なお、介護給付における訪問介護や通所介護の介護報酬改定（平成30年4月）を踏まえた、加算の創設などにつきましては、平成30年10月改正に向けて検討中であることを申し添えます。平成30年10月に改正を行う場合は、事業者あてに通知するとともに、集団指導（平成30年秋頃実施予定）において詳細を示してまいります。

平成30年4月1日改正後の要綱は市のホームページ【浜松市トップ → 事業者の方 → 福祉・介護 → 介護保険事業者の皆様へ → お知らせ 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者関連 → 4 要綱等】に格納しましたので、ご確認ください。

担当 健康福祉部介護保険課
指導第1・2グループ
電話 053-457-2787

「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第一号事業サービス費用基準額 市が別に定める基準により算定した費用の額(その費用が現に当該指定第1号事業サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定第1号事業サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防訪問サービスの事業を行なう者(以下「指定介護予防訪問サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第1号事業サービス費用基準額 市が別に定める基準により算定した費用の額(その費用が現に当該指定第1号事業サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定第1号事業サービスに要した費用の額とする。)をいう。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防訪問サービスの事業を行なう者(以下「指定介護予防訪問サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修過程を修了した者に限る。))をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算法によることができる。

3 （略）

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第114号）各号に掲げる者であって、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問サービス又は指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算法によることができる。

3 （略）

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に掲げる者であって、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号。以下
「指定地域密着型サービス基準」という。)
第3条の4第1項に規定する指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護事業所をい
う。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問
介護事業所(指定地域密着型サービス基準
第6条第1項に規定する指定夜間対応型
訪問介護事業所をいう。)に従事すること
ができる。

第6節 基準該当介護予防訪問サービス に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第43条 指定第1号事業サービスのう
ち省令第140条の63の6第1号口に
該当する介護予防訪問サービス(以下「指
定基準該当介護予防訪問サービス」と
いう。)の事業を行う者(以下「指定
基準該当介護予防訪問サービス事業
者」という。)が、当該事業を行う
事業所(以下「指定基準該当介護予防
訪問サービス事業所」という。)ご
とに置くべき訪問介護員等(基準該
当介護予防訪問サービスの提供に当たる
介護福祉士又は政令第3条第1項各号に
掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当
該各号に定める者から当該研修を修了し
た旨の証明書の交付を受けた者をいう。
以下この節において同じ。)の員数は3
人以上とする。

第3章 生活支援訪問サービス

(訪問サービス従業者の員数)

事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号。以下
「指定地域密着型サービス基準」という。)
第3条の4第1項に規定する指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護事業所をい
う。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問
介護事業所(指定地域密着型サービス基準
第6条第1項に規定する指定夜間対応型
訪問介護事業所をいう。)に従事すること
ができる。

第6節 基準該当介護予防訪問サービス に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第43条 指定第1号事業サービスのう
ち省令第140条の63の6第1号口に
該当する介護予防訪問サービス(以下「指
定基準該当介護予防訪問サービス」と
いう。)の事業を行う者(以下「指定
基準該当介護予防訪問サービス事業
者」という。)が、当該事業を行う
事業所(以下「指定基準該当介護予防
訪問サービス事業所」という。)ご
とに置くべき訪問介護員等(基準該
当介護予防訪問サービスの提供に当たる
介護福祉士又は政令第3条第1項各号に
掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当
該各号に定める者から当該研修を修了し
た旨の証明書の交付を受けた者(省令第
22条の23第1項に規定する介護職員
初任者研修過程を修了した者に限る。)
をいう。以下この節において同じ。)の
員数は3人以上とする。

第3章 生活支援訪問サービス

(訪問サービス従業者の員数)

第49条 指定生活支援訪問サービスの事業を行なう者（以下「指定生活支援訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問サービス従業者（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者、又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、専ら指定生活支援訪問サービスの提供に当たる訪問サービス従業者が1以上確保されるために必要と認められる数とする。

（従業者の員数）

第54条 指定介護予防通所サービスの事業を行なう者（以下「指定介護予防通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～四 （略）

2～7 （略）

8 指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に

第49条 指定生活支援訪問サービスの事業を行なう者（以下「指定生活支援訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問サービス従業者（指定生活支援訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、政令第3条第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修過程を修了した者に限る。）又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、専ら指定生活支援訪問サービスの提供に当たる訪問サービス従業者が1以上確保されるために必要と認められる数とする。

（従業者の員数）

第54条 指定介護予防通所サービスの事業を行なう者（以下「指定介護予防通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一～四 （略）

2～7 （略）

8 指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に

については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第56条 指定介護予防通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2～4 (略)

5 指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第2条第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第57条 指定介護予防通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、

については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第56条 指定介護予防通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2～4 (略)

5 指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第57条 指定介護予防通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、

当該指定介護予防通所サービスに係る第二号事業サービス費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者を支払われる第二号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所サービスに係る第二号事業サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

当該指定介護予防通所サービスに係る第1号事業サービス費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所サービスに係る第1号事業サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」

新旧対照表

改正前	改正後
<p>1 介護予防訪問サービス費（1月につき） イ～ハ （略） 注1 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年労働省告示第97号）第2号に規定するサービス提供責任者（浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（以下「指定第一号サービス基準」という。）第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>へ 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号の規定に準じた基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サー</p>	<p>1 介護予防訪問サービス費（1月につき） イ～ハ （略） 注1 （略）</p> <p>2 <u>平成30年4月1日改正前の</u>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年労働省告示第97号）第2号に規定するサービス提供責任者（浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（以下「指定第一号サービス基準」という。）第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>へ 介護職員処遇改善加算 注 <u>平成30年4月1日改正前の</u>厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第100号の規定に準じた基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者</p>

ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

3 生活支援訪問サービス費（1月につき）

ホ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第1000号の規定に準じた基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 介護予防通所サービス費（1月につき）

ト 事業所評価加算 120単位

注 (略)

イ～二 (略)

(1) (略)

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援認定更新等において、当該要支援更新認定等の前の要支援

に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

生活支援訪問サービス費（1月につき）

ホ 介護職員処遇改善加算

注 平成30年4月1日改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第1000号の規定に準じた基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 介護予防通所サービス費（1月につき）

ト 事業所評価加算 120単位

注 (略)

イ～二 (略)

(1) (略)

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援認定更新等において、当該要支援更新認定等の前の要支援

状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1又は要支援2の者が、要支援更新等において、事業対象者となった者又は事業対象者が継続して事業対象者である者（指定介護予防支援事業者等が介護予防サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定された者又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定された者の人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定された者並びに事業対象者から介護予防・生活支援サービス事業の対象外となった者（ただし、要介護者になった場合は除く。））の人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの

状態区分と比較して、以下に掲げる数の合計数

(一) 要支援区分に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者等が介護予防サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数

(二) 要支援1又は要支援2の者が事業対象者となった者（指定介護予防支援事業者等が介護予防サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数

(三) 事業対象者が要支援2又は要支援1となった者（指定介護予防支援事業者等が介護予防サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数

(四) 事業対象者が継続して事業対象者である者（指定介護予防支援事業者等が介護予防サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定介護予防通所サービス事業

者によるサービスの提供が
終了したと認める者に限
る。)の数

(五) 要支援2の者が要支援1
又は非該当となった者又は
介護予防・生活支援サービ
ス事業の対象外となった者
(ただし、要介護者になっ
た場合は除く。)の人数に
2を乗じて得た数を加えた
もの

(六) 要支援1の者が非該当と
なった者又は介護予防・生
活支援サービス事業の対象
外となった者(ただし、要
介護者になった場合は除
く。)の人数に2を乗じて
得た数を加えたもの

(七) 事業対象者が介護予防・
生活支援サービス事業の対
象外となった者(ただし、
要介護者になった場合は除
く。)の人数に2を乗じて
得た数

リ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定に準じた基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所

リ 介護職員処遇改善加算

注 平成30年4月1日改正前の厚生労働大臣が定める基準第112号の規定に準じた基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。